

第3回羽村市長期総合計画審議会 ＜議事内容の説明＞

第3回羽村市長期総合計画審議会の書面開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、現在東京都には緊急事態宣言が発出されており、通院や買い出しなどを除く不要不急の外出・移動の自粛、特に午後8時以降の外出自粛の徹底などが求められ、夜間の時間帯に参集による対面式での会議を開催することは難しい状況にあります。

令和2年12月、令和3年1月に予定していた審議会では、会議を延期する判断をさせていただきましたが、今後の第六次羽村市長期総合計画の策定スケジュールを考えますと、さらに会議を延期することは、非常に厳しい状況にあることから、会長・副会長にご相談させていただき、令和3年2月17日（水）に予定しております会議については、書面による開催とさせていただくことといたしました。

第3回羽村市長期総合計画審議会の議事内容は、第2回審議会で審議が未了となっております（1）第五次羽村市長期総合計画の総括についてのうち、第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標4及び基本構想を推進するために】、そして、（2）羽村市の財政状況についてであり、市の現状についてご認識いただくことに主眼をおいた内容であることや、会議において、委員全員で協議、決定するような内容ではないことなどを踏まえまして、今回のような書面会議による開催の対応とさせていただきます。

委員の皆様には、通常とは異なる会議の開催により、ご負担をおかけいたしますが、現下の状況を踏まえた対応としてご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議事（1）第五次羽村市長期総合計画の総括について

- 第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標4】（第2回審議会：資料3）
（説明）

12月1日（火）に開催した第2回長期総合計画審議会「資料3（第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本目標4】）」をご覧ください。

第2回長期総合計画審議会では、資料3に関する事務局からの説明を終え、中村委員のペットボトル水「水はむら」に関する質疑の途中で終了しておりますので、今回はその続きからの開催となります。

なお、中村委員から会議終了後に改めて質問をお寄せいただきましたので、その回答を合わせて、「【資料2】ペットボトル水「水はむら」に関するご意見・ご質問と回答について」のとおり取りまとめました。こちらをご確認いただき、基本目標4の進捗に関し、将来の羽村市を展望する視点からのご意見・ご質問がございました

たら、提出書類2「第3回羽村市長期総合計画審議会 意見書」にご記入いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

■ 第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本構想を推進するために】（第2回審議会：資料4）

（説明）

12月1日（火）に開催した第2回長期総合計画審議会「資料4（第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本構想を推進するために】）」をご覧ください。

◇ 3ページ

「基本構想を推進するために」では、基本施策として、「行財政運営の充実」を掲げており、施策としては、施策34「行政運営」と施策35「経営管理」があり、記載した関連計画がそれぞれに位置付けられる体系となっております。

◇ 4ページから7ページ

施策ごとに「基本方針」、「計画の方向性」、「実施事業」、「これまでの取組みと今後2年間の方向性」を整理しています。

◇ 8ページから13ページ

「基本構想を推進するために」の各施策に関連する「羽村市の現況データ」をまとめています。

◇ 14ページ・15ページ

市政世論調査における「各施策の満足度・重要度」です。

14ページでは、「市民参画・協働の機会拡大や市政情報の提供・公開などの市民と行政が連携したまちづくり」など、「基本構想を推進するために」に該当する6項目における市の取組みについての「満足度」を確認しております。

15ページでは、満足度と同じように、「市民参画・協働の機会拡大や市政情報の提供・公開などの市民と行政が連携したまちづくり」など、「基本構想を推進するために」に該当する6項目における市の取組みについての「重要度」を確認しております。

◇ 16ページ

6項目の満足度・重要度に基づき、ゾーニング分析を行っています。

まず、「重要度が高いにもかかわらず、満足度が低いことから、改善の必要がある施策」であるAゾーンには、「行政サービスの情報化、セキュリティ対策、個人情報保護」、「財源の安定的確保と合理的・効果的な財政運営」が位置しております。

続いて、「重要度、満足度ともに高く、今後更なる期待が求められる施策」であ

るBゾーンには、「職員の窓口対応」が位置しております。

なお、資料に記載はありませんが、満足度について、前回の調査と比較しますと、「基本構想を推進するために」における6項目全体では満足度が0.03ポイント上昇しています。

各項目では、前回数値を下回る結果となったのが、「効率的な行政運営」と「財源の安定的確保と合理的・効果的な財政運営」の2項目であり、そのほかの4項目は、0.03ポイント～0.07ポイント上昇する結果となりました。

第2回長期総合計画審議会資料4（第五次羽村市長期総合計画の進捗【基本構想を推進するために】）をご確認いただき、「基本構想を推進するために」の進捗に関し、将来の羽村市を展望する視点からのご意見・ご質問等がございましたら、提出書類2「第3回羽村市長期総合計画審議会 意見書」にご記入いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

議事（2）羽村市の財政状況について

今回送付させていただきました「羽村市の財政状況について（資料1）」をご覧ください。

近年の羽村市の財政状況について、令和元年度決算に基づく羽村市財政白書概要版をもとにご説明いたします。

◇ 2ページ

令和元年度決算の概要のページです。令和元年度の歳入決算額、歳出決算額、決算収支について、平成30年度との比較を掲載しています。

◇ 3ページ

平成22年度から令和元年度までの決算の推移、主な財政指標（令和元年度・平成30年度）を掲載しています。

◇ 4ページ～7ページ

令和元年度決算の歳入の状況です。

6ページでは、市税の推移を掲載しておりますが、市税収入の歳入全体における構成割合は、平成22年度から平成26年度までは、おおむね50%で推移していましたが、平成27年度以降は、扶助費（高齢者・障害者・児童などを援助するための経費）等の増加により、予算フレーム（総額）が大きくなる一方で、市税収入は、横ばい傾向にあることなどから、歳入全体に占める市税収入の割合が低下しています。

こうした状況などにより、6・7ページに記載のとおり、平成29年度以降、普

通交付税の交付団体に転じています。

以前は、普通交付税の不交付団体を堅持する状況が長く続いておりましたが、7ページのグラフ（普通交付税交付額の推移）のように、近年は交付団体の状況が続いています。

◇ 8ページ～11ページ

令和元年度決算の歳出の状況です。

8ページ・9ページは、歳出決算額を支出の目的別に分類した目的別経費、10ページ・11ページは、歳出決算額を支出した対象の経済的性質により分類した性質別経費の状況です。9ページ・11ページのグラフを見ると、高齢者・障害者・児童などを援助するための経費である「民生費・扶助費」が増加しており、歳出決算の総額が増加する要因となっています。

◇ 12ページ・13ページ

基金と市債の状況です。

12ページのグラフのように、平成27年度以降、基金残高の減少が続いています。毎年度、歳入予算と歳出予算で乖離する額を基金（貯金）の取り崩しや市債（借金）の借入れで補っております。市債は、毎年度、返済する額以上の借入れを行わないように努めていることから、市債残高は減少しておりますが、基金は、毎年度積み増しに努めているものの、取り崩し額が上回る状況であることから、基金残高は、大幅に減少しています。

◇ 14ページから21ページ

財政構造の弾力性を図る経常収支比率や公債費負担比率、健全化判断比率・資金不足比率などの財政指標の状況です。

14ページの経常収支比率は、扶助費などの経常経費が年々増加している一方で、市税などの経常的な財源が減少していることなどを要因に、平成28年度以降、4年連続で100%を超える状況が続いています。

経常収支比率が100%を超えていることは、経常的な支出が経常的な収入で賄うことができている状況を表しており、新たな事業などに予算を配分することが難しい状況にあります。

15ページの公債費負担比率については、借り入れた市債の返還金である公債費が、市の財政を圧迫することのないよう、計画的な借入れに努めていることから、適正な水準を維持しています。

16ページから21ページまでに記載している健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び資金不足比率については、いずれもそれぞれの基準を大きく下回る状況にあります。

◇ 22ページ・23ページ

令和元年度決算に基づく市民一人あたりの歳入・歳出の状況、市民一人あたりの基金残高・市債残高です。

23ページの最後に記載しているとおり、羽村市では、近年、市税収入の減少などに伴い、経常収支比率が4年連続で100%を超え、財政の硬直化が進むとともに、市の貯金である基金の残高が大幅に減少するなど、市の財政は非常に厳しい状況にあります。

市では、現在、歳入予算に見合った歳出予算とするべく、財政構造の転換に取り組んでいるところであり、行財政改革の取組みを強力に推進することで、経常収支比率の改善、安定的な財政運営に努めています。

長期総合計画審議会の日程調整について

令和2年12月、令和3年1月の審議会の延期に基づき、審議会スケジュールを見直す必要が生じており、当初、令和3年1月～3月で予定しておりました羽村市基本構想（素案）の審議につきましては、令和3年4月・5月に3回の会議を開催させていただくことで対応してまいりたいと考えております。

つきましては、同封の「日程調整表（令和3年4月～5月）」に記した会議候補日について、「○・×」でご回答くださいますようお願いいたします。

会長・副会長のご予定及び、委員の皆様からのご回答をもとに、審議会開催日を決定させていただきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、4月・5月の審議会では、市の将来のまちの姿などを示す「基本構想」部分について、審議をお願いする予定であり、その後、「基本構想」の答申をいただく予定としております。

また、市の将来のまちの姿の実現に向けたそれぞれの取組みの方向性を示す「基本計画」部分の審議につきましては、令和3年8月から12月をお願いする予定であり、改めて日程調整をさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。